

## 70歳以上の皆さんへ 「高齢者バス運賃割引証」の利用について (阪急バス 芦屋市内線・芦屋有馬線に限る)

高齢者バス運賃割引証がICカードに変更となり、5月1日以降は、ICカードのみでのご利用となっています。  
ご乗車の際は、高齢者バス運賃割引証(ICカード)に、あらかじめ、入金(チャージ)をしていただきますようお願いいたします。  
ICカードを提示し、現金で支払うことはできません。現金でのバスのご利用は、割引の対象外となります。

### 《入金(チャージ)できる場所》

- 阪急バス芦屋浜営業所 ☎31-1121(午前7時～午後7時・年中無休)
- (株)花若J R芦屋駅前ショップ(午前9時～午後6時・日曜休み)
- 大利昭文堂(阪急芦屋川駅前・午前9時30分～午後7時30分・日・祝休み)
- バス車内

### 《入金(チャージ)できる金額》

2,000円/3,000円/5,000円/10,000円  
(紙幣でのみ入金できます。硬貨はご使用いただけません。)  
※最大20,000円まで入金することができます。入金できる最低金額は2,000円です。バス車内では、3,000円は入金できません。



問い合わせ 高齢福祉課 ☎38-2044

## 7月1日から「本人通知制度」が始まります

本人通知制度は、住民票の写しや戸籍謄抄本などの証明書の不正請求を抑止し、不正取得による人権侵害を防止することを目的として、本人等の代理人や第三者(弁護士など)に対して住民票の写しや戸籍謄抄本などの証明書を交付した場合に、事前に登録されたかたに対して、証明書を交付した事実を通知する制度です。

7月からの実施に向けて6月2日(月)から市役所北館1階市民課19番窓口で、事前登録の受け付けを開始します。利用されるかたは手続きをお願いします。

- 登録できるかた 芦屋市に住民票や戸籍がある(あった)かた
- 登録手続きに必要なもの 申出書(窓口にあります)・窓口へ来られるかたの印鑑・窓口へ来られるかたの本人確認書類(運転免許証などの場合は1つ、健康保険証などの場合は2つ必要です)・代理人が申し出される場合は、委任状・法定代理人が申し出される場合は、法定代理人であることが分かる書類

問い合わせ 市民課 ☎38-2030

## 写真付き住民基本台帳カード証明写真の 無料撮影サービスを実施します

- 日 時 6月2日～11月28日(平日・執務時間内)
  - 撮影場所 市役所北館1階19番窓口
  - 申請に必要なもの 本人確認資料2点・手数料500円・印鑑
- ※住民基本台帳カードの申請方法等など市ホームページを参照、もしくは下記までお問い合わせください。

問い合わせ 市民課 ☎38-2036

夜間(17:00～9:00)水道修理工事当番表【6月】

水道の修理は「芦屋市指定給水装置工事事業者」へ

店名	TEL	当番日
西岡設備工業所	22-6900	1、7、13、19
前忠工業(株)	31-8548	2、8、14、20、26
(資)神明商会	22-3565	3、9、15、21、27
中央水道工務所	22-3552	4、10、16、22、28
越智商会	22-3708	5、11、17、23、29
(株)大阪商会	22-4446	6、12、25
原田商会	22-0706	11、17、23、29

●平日の昼間は下記へおたずねください。

●土曜日・日曜日・祝日は市役所(☎31-2121)へおたずねください。

●夜間の修理は、右の業者が待機しています。

問い合わせ 水道工務課 ☎38-2083

## 6月8日～14日 平成26年度「危険物安全週間」

「危険物 読みはまっすぐ ゼロ災害」(推進標語)ガンリン、灯油などの危険物は身近に存在します。危険物の貯蔵・取り扱いには十分注意し、安全第一でお願いします。

問い合わせ 消防本部予防課 ☎38-2098

## 児童手当について

問い合わせ こども課 ☎38-2117

### 【平成26年度現況届のご案内】

現在受給中のかたについては、6月中旬に「平成26年度現況届」をお送りします。提出がない場合、6月分以降の手当を受給できませんので、必ずご提出ください。

※所得制限限度額以上のかたでも、給付がありますので、必ずご提出ください。※2～5月分の児童手当は、6月13日(金)にご指定の口座に振り込みますので、ご確認ください。

### 【主な支給要件】

- 支給対象となる児童 0歳から中学校修了前(15歳到達後の最初の3月31日まで)の日本国内に居住している児童※教育を目的とした海外留学の児童は対象となる場合があります。(国外留学3年以内等)
  - 受給資格者 ①支給対象となる児童を養育している父母等②支給対象となる児童が児童養護施設等に入所している場合は、施設設置者等③監護・生計同一要件を満たすかたと同居しているかた(単身赴任等や特別な事情がある場合を除く)
- ※公務員(独立行政法人等は除く)のかたは、勤務先へお問い合わせください。

### 【支給月額】

年齢区分	所得制限限度額未満 児童手当(月額)	所得制限限度額以上 特例給付(月額)
3歳未満	15,000円	年齢にかかわらず 児童1人につき 一律5,000円
3歳～小学生の第1子・2子	10,000円	
3歳～小学生の第3子以降	15,000円	
中学生	10,000円	

※3歳到達後の翌月から第1子および第2子の手当額は月額10,000円になります。※第1子・第2子・第3子等の数え方は、18歳到達後の最初の3月31日までの間にいる児童の出生順です。

### 【支給時期および支給方法】

支給日	支給対象月	備考
6月15日	2月～5月分	登録いただいた口座へ振り込みます。
10月15日	6月～9月分	支給日が金融機関の休業日にあたるときは
2月15日	10月～1月分	前営業日に振り込みます。

## 交通遺児就学激励金について

交通事故により保護者を失った交通遺児(就学児童)に対し、芦屋市社会福祉「友愛」基金より就学激励金が支給されますので、該当されるかたは申請手続き等について下記へお問い合わせください。

- 対象 交通事故により保護者を失い、市内に住所有する小・中・高校生
- 支給額 小・中学生 月額 5,000円  
高校生 月額 10,000円
- 支給月 毎年9月および翌年の3月の2回に分けて当該月までの分をご指定の口座へ支給します。

問い合わせ こども課 ☎38-2045

## 無年金外国籍高齢者等福祉給付金 支給月額 32,991円

本市に居住し、大正15年(1926年)4月1日以前に生まれたかたで、次のいずれかに該当するかたは、市民課管理係(年金担当)へお申し出ください。

- 昭和57年(1982年)1月1日現在、日本国内で外国人登録法による居住地登録をしていたかた
- 昭和57年(1982年)1月1日以前に外国人登録法による居住地登録をし、昭和36年(1961年)4月1日以降に日本国籍を取得したかたで、年金受給資格期間を制度上満たすことができないかた
- 日本人で、長期間海外に在住し、昭和36年(1961年)4月1日以降に帰国され、年金受給資格期間を制度上満たすことができないかた

※ただし、次のかたは支給の対象にはなりません。

- 公的年金等(年額712,000円以上)の受給者
- 芦屋市重度障害者等特別給付金の受給者
- 生活保護の受給者
- 本人・配偶者・扶養義務者の所得が制限額を超えるかた

問い合わせ 市民課管理係(年金担当) ☎38-2036

## 芦屋市霊園使用者選考委員会委員を募集

問い合わせ 環境課 ☎38-3105/☎info@city.ashiya.lg.jp  
(〒659-8501 住所不要)

- 次のおり市民委員を募集します。
- 活動 芦屋市霊園の使用者を決定する基準、その他必要な事項について調査・審議する選考委員会(年2回程度)に出席
- 募集人員 1人
- 任期 8月から2年間
- 報酬 1回・11,200円(所得税込み)
- 資格 市内在住で、6月1日現在で20歳以上のかた
- 応募方法 「私が考える芦屋市霊園の墓地使用者の申込資格および選考方法」についての作文(様式自由・600字程度)に、住所・氏名・性別・生年月日・電話番号を記入し、6月20日(金)<必着>で郵送かメールで上記へ
- 選考 委員を選考する委員会で決定し、結果を通知(応募原稿は返却しません)

## スポーツ推進審議会委員を募集

問い合わせ スポーツ推進課 ☎22-7910(〒659-0072 川西町15-3)

- 次のおり市民委員を募集します。
  - 活動 スポーツ基本法に定める市のスポーツ推進に関する調査・審議をする会議(年2回程度)に出席
  - 募集人員 1人
  - 任期 8月1日から平成28年7月31日までの2年間
  - 報酬 1回・11,200円(所得税込み)
  - 資格 スポーツに関する学識経験があり、市内在住の満20歳以上のかた
  - 応募方法 応募用紙に必要な事項を記入し、「私が考える芦屋のスポーツ推進施策」をテーマとした作文(600字程度)を添付し、6月13日(金)までに郵送または持参により、上記へ提出してください。
- ※応募用紙は、市ホームページからダウンロードすることができます。

## スポーツ推進課からのお知らせ

### ◆市民スポーツ啓発事業「公式ワナゲ体験講習会」

- 日時 6月20日(金)午後6時～7時30分
- 会場 体育館・青少年センター大会議室
- 内容 公式ワナゲのルールや投げ方の指導、練習試合等
- 定員 40人(申し込み先着順)
- 講師 日本ワナゲ協会指導員
- その他 受講者には公式ワナゲ普及員資格が授与されます。
- 申し込み はがき等に住所・氏名・性別・年齢・電話(ファクス)番号を記入し、6月16日(月)までに下記へ。



### ◆2014国体出場選手等による「少年少女カヌー体験教室」

- 日時 7月5日(土)<前半の部>午後0時15分～2時30分<後半の部>午後2時45分～5時
- 会場 兵庫県立海洋体育館
- 内容 カヌー体験
- 対象 市内の小学校3年生から6年生まで
- 定員 前半の部・後半の部 各50人(申し込み先着順)
- 講師 芦屋市カヌー協会指導者(国体出場選手含む)
- 持ち物 着替え・タオル・滑りにくい靴・飲み物等
- 申し込み 申込用紙またははがき等に、児童氏名・性別・保護者氏名・住所・電話(ファクス)番号・学年・小学校名・希望される部(前半・後半・どちらでも可)を記入し、6月13日(金)までに下記へ。

問い合わせ スポーツ推進課 ☎22-7910/☎22-1633  
(〒659-0072 川西町15-3)

## 「芦屋夢ステージ」事業企画募集

あなたのプロデュースで舞台芸術を演出してみませんか?選考された1グループ・団体にルナ・ホールで公演していただき、その費用の一部(上限100万円)を助成します。

- 日時 平成27年3月28日(土)
- 対象 市民が主体となって取り組み、市内で活動実績がある舞台芸術(音楽・演劇・ミュージカル・オペラ・ダンス)のグループ・団体等
- 申し込み 指定の企画書・予算書を6月25日(水)までに下記へ(募集要項は、下記で配布)※火曜日休館
- 選考 選考委員会で書類・プレゼンテーションにより選考

問い合わせ 市民センター ☎31-4995

## 芦屋サマーカーニバル ステージ出演者募集

■日 時 7月26日(土)  
■募集期間 6月1日～30日

詳細・募集要項は「芦屋サマーカーニバル 公式ホームページ」へ  
<http://www.ashiya-hanabi.com/>

問い合わせ  
芦屋市民まつり協議会事務局  
☎35-0871/☎35-0874  
☎info@ashiya-hanabi.com

## 第56回 水道週間 6月1日～7日 おいしいな だいじなお水 ごくごくり

毎年6月1日から7日までを「水道週間」と位置付け、厚生労働省を中心に全国の都道府県・各市町水道事業体や水道関係者がさまざまな活動を行います。



本週間は、国民各層に対して、水道事業の現状や、より質の高い安全で良質な水を安定的に供給するための課題について理解を深め、今後の水道事業の取り組みについて協力を得るために重要な意義を持つものです。

## ボトルウォーター「芦屋の水」配布・試飲

昨年好評であったボトルウォーター「芦屋の水」の配布に加えて、今年は新しい取り組みとして、試飲を行います。

「芦屋の水」は、六甲山系で育まれた芦屋川源流の水を急流ろ過し高温殺菌した安全でおいしい水道水です。

<1日目> ■日 時 6月5日(木)午後2時～4時  
■実施場所 市役所北館1階ロビー  
■配布本数 1人あたり1本(500ml)

<2日目> ■日 時 6月6日(金)午後2時～4時<雨天決行>  
■実施場所 J R芦屋駅北側ペDESTリアンデッキ  
■配布本数 1人あたり1本(500ml)

※電話等での予約はお受けできません。  
※各日、先着250本。なくなり次第、終了します。

問い合わせ 水道管理課 ☎38-2080



## 阪神間都市計画 区域区分(線引き)および 都市再開発方針等の見直しに伴う市素案を公表します

問い合わせ 都市計画課 ☎38-2073

市と県では、市街化区域と市街化調整区域の区域区分(線引き)および都市再開発の方針等の見直しを平成27年度末ごろに行う予定で作業を進めており、この度、見直しに伴う市素案がまとまりましたので、市窓口および市ホームページで閲覧を行います。この案について、住民および利害関係人は閲覧期間中に芦屋市に意見書を提出することができます。

- 閲覧期間 6月4日～25日
- 閲覧場所 市役所北館3階都市計画課(平日・執務時間内)※市ホームページにも掲載

## 雨水貯留施設設置費助成制度のご案内

問い合わせ 下水道課 ☎38-2067

雨水貯留施設の設置費用の一部を助成することにより、施設設置を促進し、都市型水害の軽減と雨水の再利用促進を図ります。

- 申請受付期間 平成27年1月30日まで
- 助成対象施設 貯水槽の容量が100ℓ以上で、散水目的の市販のものとし、市が定める基準に適合するもの。※申請1件につき施設1基を交付対象とします。市内の土地もしくは住宅の所有者、またはそれらの所有者から施設の設置に同意を得たかたで、設置した施設を自ら使用するかた。
- ※ただし、条件によっては助成対象外となることもあります。
- 助成金額 購入費および工事費の総額の2分の1(千円未満の端数は切捨て)とします。
- 必要書類 施設を設置する前に所定の申請書のほか、必要書類を提出していただく必要があります。

※限度額を1基につき30,000円とします。  
※詳細については、市ホームページでも確認できます。

